

平成29年4月1日から 再生可能エネルギーの 固定価格買取制度(FIT)が 新しくなりました。

平成29年4月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT法)が新しくなりました。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。

新制度への移行が必要です。

既に運転開始している方でも移行手続きをしなければ認定が失効します。

旧制度で認定を
取得されている
事業者様へ

- 平成29年3月31日までに電力との接続契約締結が必要
- 上記条件を満たした場合は、移行後6ヶ月以内に、事業計画の提出が必要(設備認定から事業認定へ)
- メンテナンスの実施や関係法令の遵守等を求め、事業の適切な運営を確保すること
- 認定された案件については、事業者名や設備住所などの情報を公開すること(標識設置の義務)
- 再生エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提出すること
- 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行なうこと
- 国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けた時は、適切な方法により協力すること
- 事業に関係のない者がみだりに近づくことのないよう、適切な措置を講ずること

これらの条件を満たさない場合、原則として認定が失効

新制度で
申請される
事業者様へ

- 上記(旧制度で認定を取得されている事業者様へ)の内容を遵守すること
- 新制度では電力会社との接続契約が締結できていることを要件化し、事業実施の確実性の高い案件について認定となる
- 太陽光発電において、認定取得から期限(10kW以上3年、10kW未満1年)内に運転開始すること
- 接続契約締結から6ヶ月以内に事業計画を提出すること

新制度への移行には様々な手続きが必要です。

手続きから管理まで 株式会社EMSにお任せください。

当社は発電設備を適切に維持管理し、エネルギー自給率の低い我が国にとって大変貴重な再生可能エネルギーを、20年以上先の未来まで安定的に供給できるようサポートさせていただきます。

電気の買取りは20年間で終わりではありません。再生可能エネルギーはその先の未来まで必要とされています。安心安全かつ安定したシステムの維持を当社にお任せ下さい。

設備認定

事業計画申請 ⇒ 認定

発電設備又は発電設備を
囲う柵扉等の外側の見え
やすい場所に標識を掲示
すること

● 標識掲示

安定的かつ効率的に再生
可能エネルギー発電事業
を行うために発電設備を
適切に保守点検及び維持
管理すること

● 保守管理

再生可能エネルギー発電
事業に関する情報につい
て、経済産業大臣に対し
て正確に提供すること

● 年報報告

事業計画策定ガイドライ
ンに従って適切に事業を
行うこと

● 適切な運営

20年以上先も維持できるために

すべて当社にお任せください。

TEL 0120-333-651

お問い合わせは 午前9:00~午後5:00(土・日・休日)



EMS

香川県観音寺市柞田町甲5番地
HP/<http://www.ems-kanri.jp/>
メールアドレス/info@ems-kanri.jp